

利用権の更新期を迎えるみなさまへ

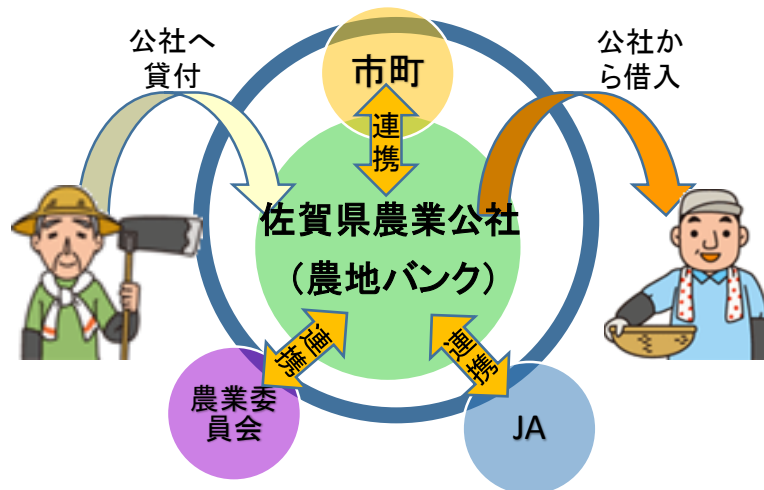
～農地中間管理事業を活用しませんか！～

活用のメリット

- 現在の貸し借りはそのまま農地中間管理事業に移行できます。
- 5年以上の利用権の設定ができます。
- 賃料の受け払いは、佐賀県農業公社が毎年12月に責任をもって行います。振込手数料は一切かかりません。
- 期間満了後、農地は確実にお手元に戻ります。
(継続可能)
- 物納、使用貸借（賃料なし）も選択できます。
- 今後、農地利用の交換等による集約化がしやすくなります。



農地中間管理事業とは、佐賀県農業公社(農地バンク)が、農地を出し手からお借りし、それを経営規模の拡大や経営の効率化を目指す担い手に貸し付ける制度です。



※ 詳しくは、佐賀県農業公社や最寄りの各市(町)農業委員会、農政担当課へご相談下さい。

公益社団法人 佐賀県農業公社
佐賀市八丁畷町8-1 0952-20-1590

鹿島市農業委員会 63-3417
鹿島市農林水産課 63-3413

